

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	親族外の埋蔵	
根拠条例等・条項	堺市霊園条例施行規則（以下「規則」）第14条第2項	
所 管 課	建設局 公園緑地部 泉ヶ丘公園事務所（霊園・霊堂）	
審 査 基 準	<p>1. 埋蔵理由が親族でない者の焼骨を埋蔵するに必要があると判断できるか。</p> <p>2. 堺市霊園親族外埋蔵許可申請書に戸籍等関係書類を添付し申請しているか。 （規則第14条第2項）</p> <p>3. 代理人による申請の場合は委任状の添付があるか。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	1日
	標準処理期間を設定できない理由	